

高知県農業構造改革支援基金に係る基本的事項の公表

○基金の名称

高知県農業構造改革支援基金

○基金の額

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金

(単位：円)

積立日	基金造成額	うち国庫相当額
H26. 3. 31	117,749,000	117,749,000
H27. 1. 30	68,707,000	68,707,000
計	186,456,000	186,456,000

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

(単位：円)

積立日	基金造成額	うち国庫相当額
H26. 3. 31	109,111,000	109,111,000
H27. 1. 30	71,140,000	71,140,000
計	180,251,000	180,251,000

3. 農地台帳システム整備事業に係る事業資金

(単位：円)

積立日	基金造成額	うち国庫相当額
H26. 3. 31	85,571,000	85,571,000
計	85,571,000	85,571,000

○基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって、農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理機構が担い手への農地集積に係る事業を実施する。

2. 機構集積協力金交付事業

農地中間管理機構へ農地を貸し付けた者及び地域に対して市町村が協力金を交付する。

3. 農地台帳システム整備事業

担い手への農地の集積・集約化を図るため、農業委員会による農地台帳システムの整備及び電子化に係る事業を実施する。

○基金事業等を終了する時期

平成36年度（予定）

○基金事業等の目標

	平成24年度	平成35年度
耕地面積	28,500ha	27,600ha
担い手による利用率	19.7%	おおむね58%

○給付対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

- 採択に当たっての申請方法

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）の第6の4の(1)参照

- 申請期限

随時

- 審査基準

実施要綱の別紙「都道府県基金事業実施に当たっての条件」等参照

- 審査体制

担当部局において審査

2. 機構集積協力金交付事業

- 採択に当たっての申請方法

実施要綱の第6の4の(2)参照

- 申請期限

毎年度3月10日まで

- 審査基準

実施要綱の別記2「機構集積協力金交付事業」等参照

- 審査基準

担当部局において審査